

許可申請のながれ

毎月 1日 申請書受付〆切

申請に必要な書類をすべてそろえていただき、農業委員会窓口までご提出ください

毎月 5日～9日頃 事務局の事前現地確認

農転にかかる農地について、事務局で現地確認をおこないます

毎月 10日頃 議案書発送

委員へ、当月の議案書を発送します

毎月 12日～19日頃 推進委員から申請者への聞取り

議案書をもとに、申請内容の聞取りをおこないます
推進委員より申請者へ電話や訪問します

毎月 14日～18日頃 現地調査

農業委員、地元推進委員、事務局で現地調査をおこないます。
その際、申請者に立会っていただき、内容の説明をお願いします

毎月 20日 総会

その後 許可書の作成 / 県への進達

案件に応じて、事務局で対応します

☑上記スケジュールは、休祝日や大型連休等により変更が生じる場合があります。事務局までご確認ください。

現地調査の当日まで

・申請する農地の隣接地との境界、転用するエリアが分かるように草刈り・杭等で印をお願いします。

下の写真のように転用箇所が分からない状態では、現地調査することができませんのでご注意ください。

・営農型発電設備の申請の場合は、隣接地との境界等と支柱部分の位置だし（支柱箇所全て）もお願いします。支柱箇所には杭を立て、旗を付けるなどをして、設置箇所がはっきりと確認できるようにお願いします。

・復興組合等で管理していた農地については、全面草刈りをお願いします。

NG例



転用する範囲を草刈りする
(目視で確認できる程度に草刈りをする)

転用する農地が農地の一部分の場合、テープ等で転用範囲の印をする

道路・隣接地との境界が分かるように印等をする。



現地調査当日

- ・ **現地調査の際に、申請地の境界等が確認できないと、審議することができません。**
- ・ 事務局、農業委員、担当地区の農地利用最適化推進委員が立ち会います。
- ・ 申請理由や転用農地の周辺に悪影響を及ぼさないための対策などについて申請人から説明をお願いします。
- ・ また、太陽光発電設備設置による転用の場合は、転用後の除草計画等の管理体制（草刈りの回数や実施時期、周辺との境界について等）、緊急の場合等の連絡体制等についても説明をお願いします。
- ・ **なお、現地調査の立会いと説明は申請人あるいは申請人から委任を受けた行政書士等（代理人）がされますようお願いします。**
それ以外の方が来られる場合は、さらに委任状を持参し名刺など、身分が確認できるものなどを提示してください。